

第22回民間資金等活用事業推進委員会（概要）

日 時：平成22年3月30日（火）13:00～15:00

会 場：中央合同庁舎第4号館12階共用1208特別会議室

出席者：渡委員長、宮本委員長代理、碓井委員、小林委員、佐藤委員、
根本委員、野田委員、米田委員、
赤羽専門委員、有田専門委員、伊藤専門委員、石田専門委員、
江口専門委員、土屋専門委員、小幡専門委員、野元専門委員、
長安国土交通大臣政務官、福田国土交通省成長戦略会議委員、
杉元宣文氏（内閣官房国家戦略室）

事務局：津村内閣府大臣政務官、小橋民間資金等活用事業推進室長、
稗田参事官、野澤補佐、山本補佐、瀬戸山上席政策調査員

議事概要：

（1）国、地方公共団体からのヒアリング

○福岡市、国土交通省、東根市からヒアリングを行った。

○福岡市からは、市が実施する新病院事業について、サービス水準の定量化や、サービス水準・モニタリング方法・成果払いの三者の連携、役割分担の明確化実施、柔軟な契約変更のための工夫の他、対象業務の選定過程が紹介された。また、自治体職員にとっては、多岐にわたる官民連携手法の中からPFIがベストであるという説明をすることが決して容易ではなく、そのためにはまずVFMの源泉を明確にする必要があることや、PFI事業におけるファイナンスが重要な役目を果たすべきこと、発注者の質の向上のために自治体の職員の経験を集積する場やフィードバックする場が必要であることなどが提案された。

○国土交通省からは、人口減少・少子高齢化、財政赤字という制約要因の中で、社会資本の維持・更新等を着実かつ戦略的に進めていくためには、新たな時代にあったPPP/PFIの手法が不可欠であり、その推進のための制度的な課題のうち、PPP/PFIの共通制度的な事項としては、施設所有を公共側に残して民間事業者インフラの事業運営や開発に関する権利を長期間にわたって付与するコンセッション方式の導入、PFIを促進するための税制上の措置の拡充及び調達手続の改善等が提案された。また、国土交通省としても、公物管理について個々のプロジェクトに対応して制度的な見直しを行っていくことなどが提案された。

○東根市からは、平成17年から市が同時並行的に実施した消防庁舎、給食センター、小学校整備の3つの事業について、事業実施までの経緯等が紹介され、短期間で事業が実施できたことや、施設や設備内容について行政側では考えられないような提案が

得られたという成果があった一方で、地元企業、市民及び議会に如何にPFIについて理解してもらうかという課題があることが紹介された。また、PFIのメリットとして、一般財源の平準化、民間ノウハウの活用、総合評価一般競争入札方式の採用による談合の防止が挙げられた一方、デメリットとしては手続及び契約の複雑さや長期間にわたるPFI事業のレベル維持の困難さといったことが挙げられた。

○3者からの説明後、質疑応答。主な発言は下記のとおり。

【地方公共団体の支援、ノウハウの蓄積について】

(津村政務官) 東根市が作成した報告書(資料3-2)は非常にわかりやすい。自治体担当者の経験を集積するという意味でも、内閣府のホームページにこういった自治体の報告書や資料を掲載し、ノウハウの共用を図ることとしたい。ノウハウの共有はまさにPFI推進委員会の仕事でもあるので、次回の委員会で報告することとしたい。

(東根市) アドバイザーの活用には限界がある。パターン化したアドバイスはあまり有用でなく、各自治体の特徴をよく理解してもらったうえでアドバイスをもらうことが必要。

(長安政務官) 各自治体におけるボランティアベースでのノウハウの共有には限界があり、こういった分野こそ、国や広域行政がノウハウを蓄積する場を設け、地方公共団体にアドバイスする仕組みを構築することが必要である。

(I委員) 地方自治体の支援機構は、各省庁からの出向者の寄せ集めではなく、英国のパートナーシップUKのように、民間からの専門家が長期間携わるような組織でないと、十分に機能できない。

(D委員) 地方におけるPFIの普及にはノウハウの蓄積も重要だが、その次のステップとして、PFIの手続の迅速化、簡略化がある。様々な分野におけるPFIの簡易型のプロセスのひな型を委員会が提示することも重要。

【インフラ、コンセッション方式の導入について】

(A専門委員) 公物管理権を一定の範囲で民間に委ねるということであれば、公共サービス改革法の特例のような形での立法が可能。

(B委員) インフラをPFI事業で実施する場合、財源は最終的に誰が負担するのかということや、用地取得、都市計画決定などが具体的な課題となってくる。

(F専門委員) 税制のイコールフットィングは、固定資産税等の地方税の問題になるので、国の政策としてどこまで提言することができるかという問題がある。

(H委員) コンセッション方式の導入は、日本でどんなことができるのかというアイデアの創出や、建設・不動産・金融という業界の活性化、海外のインフラ市場への進出などに結びついていく可能性がある。

【福岡市のPFI事業について】

(E委員) 対象業務が変遷したとあるが、VFMもその度に見直したのか。また、病院ごとに対象業務が異なっている原因は何か。

(福岡市) 削減率が変わらなければそれほどVFMは変わらないが、病院の場合は薬剤や

医療材料の調達業務が契約金額の大半を占めるケースも多く、そこでは削減率が変動し得るので留意が必要。病院の対象業務は、その病院の特徴や、地方公共団体がどこまで民間に任せるか、考え方により異なってくる。

【東根市のPFI事業について】

(G 専門委員) 東根市の給食センターは、維持管理費が予定よりも高くなったにも関わらずVFMが発生したとあるが、具体的にはどういうことか。また、PFIのメリットとして、談合ができないシステムという点は評価できる。

(東根市) 給食センターのVFMについては、維持管理費について、東根市では事後修繕という観点で計算したものの、事業者が予防修繕という観点から提案したため、市の想定の数倍程度になったが、運営費がかなり下がったためVFMが発生している。談合防止については、総合評価一般入札で提案と価格を半々くらいで設定している場合は、談合することは成り立たないと思う。

【その他】

(I 委員) PFIは民間に事業リスク特に需要リスクを負わせるものであり、場合によっては破綻という形でリスクが顕在化するという意味で、本来ならばリスクの定量化を進める上で非常に有効な手段のはず。逆にそういった手段をあえて選ばず公共で調達する選択をした場合には、公共は納税者である国民に対しその理由をきちんと説明する必要がある。

(2) PFI標準契約1 (公用施設整備型・サービス購入型版) (案) について

○宮本部会長より、3月1日に第29回総合部会を開催し、総合部会としてのとりまとめを行った旨報告があり、委員会として「PFI標準契約1 (公用施設整備型・サービス購入型版)」を取りまとめることが了承された。

(3) その他

○事務局より、全体の審議スケジュールについて、新成長戦略への反映を考慮し、5月中に中間的なとりまとめを行う旨説明。

以上

[問合せ先]

内閣府 民間資金等活用事業推進室

TEL. 03-3581-9680, 9681